

取引先と信管理でお悩みの皆様へ

## 国土交通省「下請債権保全支援事業」のご案内

～受注取引ごとの個別債権をスポットで保証～

「**下請債権保全支援事業**」とは、建設企業や資材販売企業が元請建設企業に対して有する受注代金等債権の保証事業です。

受注取引ごとの個別保証となり、取引のない期間に無駄な保証コストが掛かりません。更に**保証料には事業基金から助成金が適用されます**。

既に数多くの建設企業様や資材販売企業様にご利用頂いております。

保証の種類は、**枠保証**、**売掛金保証**、**手形保証**の3種類があり、取引の進捗状況に応じてお選び頂けます。

### 特徴1・・・受注取引ごとの個別保証

- ✓ 受注取引ごとの個別保証で、受注期間に応じた保証期間の保証料負担で済みます。
- ✓ 「枠保証」をご利用になれば、受注契約を交わした日以降から保証利用が可能です。（保証種類詳細につきましては、裏面をご覧ください）

### 特徴2・・・保証料率は原則一律です（助成金が適用されます）

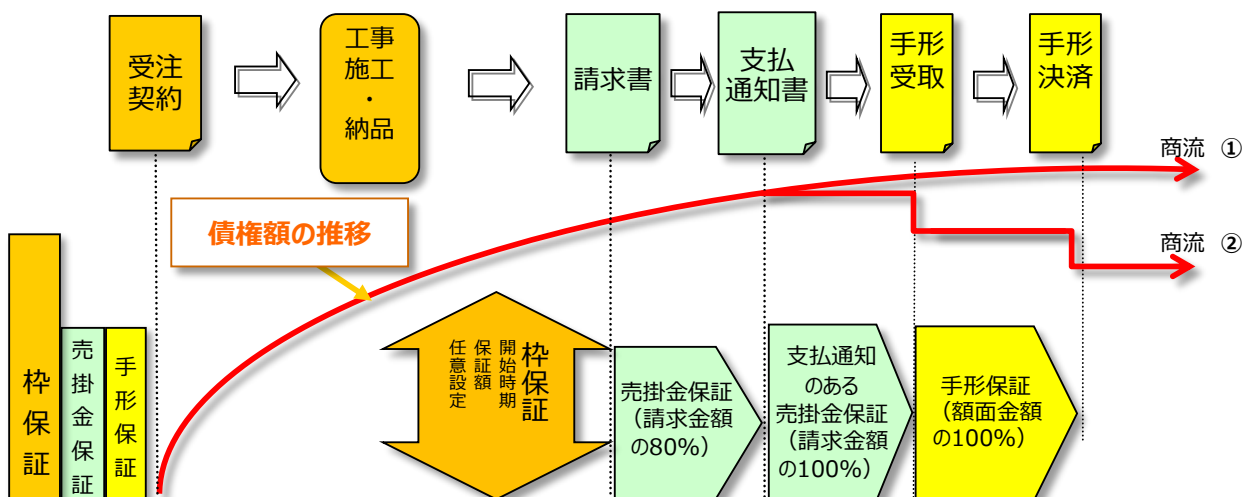
- ✓ 弊社の保証料率は原則一律となり、保証の対象となる元請建設企業の状況によって保証料率が変わる心配はございません。
- ✓ 事業基金より年率1.5%を上限に保証料率の33%が助成されるため、コスト負担を軽減できます。

### 特徴3・・・独自の審査モデル

- ✓ 弊社独自の審査モデルによる保証可否判定をご提供します。
- ✓ お取引先に知られずに保証検討、保証利用が可能です。（サイレント保証）

# 保証の種類とイメージ

～工事の流れ・資金の流れ～



## 【「枠保証」ご利用のメリット】

受注契約を締結して以降から、その契約ごとに受注金額の範囲内で工期・納期間中の発生債権について保証が受けられます。

ご利用頂ける  
お客様

- ・資本金20億円以下または常時使用する従業員の数が1,500名以下の企業
- ・元請建設企業から建設工事を直接請負っている建設企業、または建設関連資材を元請建設企業に建設関連資材を直接共有している資材販売企業

元請企業要件

- ・保証を開始する年度または前年度に公共工事の受注実績がある企業、または保証を開始する日において有効な「経営事項審査」を受けている企業
- \* 一定の条件を満たせば下請次数を問わず利用が可能です。弊社審査時に該当確認致します。

- \* 保証のご利用にあたっては、貴社ご自身の審査がございます。
- \* 保証のご利用にあたっては、債権の裏付けとなる契約や債権が明らかに存在することを確認できる書類(写)が必要になります。
- \* 保証開始にあたっては、利用期間分の保証料(年率)を頂きます。
- \* 弊社の審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

詳しくは下記専用ダイヤルにご連絡ください

三井住友カード株式会社

債権ビジネス営業部 業務グループ

TEL 050-3831-8666

### <ご注意事項>

- 弊社は、貴社が自由かつ自主的なご判断により、お取引いただくことを前提としております。このため、弊社が、本サービスをご契約いただくことを融資取引等の取組や継続の条件としたり、ご契約いただかないことを理由に融資取引等の取組や継続に関して、不利なお取扱いをすることは一切ありません。
- 本資料は概要をご説明するものです。ご興味ございましたら、あらためて詳細なご提案をさせていただきます。
- 本サービスを検討されるにあたっては、会計・税務処理、関連して貴社が負うこととなる法務リスク等につき、貴社におかれ法律・会計・税務顧問等を交えて十分にご検討を行っていただきますようお願い申し上げます。
- 本資料を貴社および貴社担当会計士・税理士・弁護士様以外の法人・個人に提示されることはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。